

西当別小学校PTA規約

第1章 名 称

第 1 条 この会は、西当別小学校PTAといい、事務局を西当別小学校におきます。

第2章 目的及び活動

第 2 条 この会は、会員相互の研修を深めるとともに、学校・地域・家庭における児童の健全な育成を図ることを目的とします。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

1. 会員相互がより教育に関する理解と教養を深めるための活動
2. 学校教育・家庭教育・社会教育に対する援助協力
3. 各種教育団体・文化団体との連絡提携
4. その他、必要と認められた活動

第3章 会 員

第 4 条 この会の会員は、西当別小学校児童の保護者及び教職員で構成します。

第4章 会 計

第 5 条 この会の活動に必要な経費は、会員の会費及びその他の収入をもってあてます。

第 6 条 会費は、定期総会において、活動計画に基づいて決定します。

第 7 条 この会の会計は、会計監査を経て総会に報告し、承認されます。

第 8 条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとします。

第5章 役員及び役員の任務

第 9 条 この会の役員は次のとおりとします。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名
3. 会 計 1名
4. 事務局長 1名
5. 事務局員 1名

第10条 この会の役員の任務は次のとおりとします。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括するとともに、諸会議を招集します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行します。
3. 会計は会計業務を処理し、事務局員は事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時はその職務を代行します。
4. 役員会は、事務局長を中心に会員の交流を図るための広報活動を行います。

第6章 監査委員

第11条 この会には、2名の監査委員をおき、必要に応じて諸会議に参加できるものとします。

第12条 監査委員は年1回会計業務の監査を行い、総会に報告し承認を受けます。また、必要に応じて臨時監査することができます。

第7章 役員等の任期及び選出

第13条 役員等の任期は、次のとおりとし、いずれも再任は妨げません。

1. 会長・副会長・会計・監査委員は2年とします。
2. 事務局長・事務局員、専門部の部長は1年とします。
3. 役員等が任期途中で辞任した場合は、後任者は前任者の残任期間を任期とします。

- 第14条 役員等の選出は、次のとおりとします。
1. 会長・副会長・会計・監査委員・専門部の部長の選出は、別に定める役員等選考規定によって、候補者を選考し、総会で選出します。
 2. 事務局長・事務局員は、会長が校長と協議のうえ委嘱し、総会に報告します。
 3. 役員等が任期途中で辞任した場合は、役員等選考委員会で後任者を選考し全体委員会で承認を受けます。

第8章 総 会

- 第15条 総会は、この会の最高決議機関であり、出席者をもって成立し、議決は出席会員の過半数の賛成を必要とします。
- 第16条 定期総会は、毎年4月に開催し、次の事項を決定します。
1. 活動の経過及び会計決算報告の承認
 2. 活動計画及び予算の承認
 3. 規約の改廃
 4. 役員等の選出及び承認
 5. その他必要事項の審議及び決定
- 第17条 臨時総会は、常任委員会が必要と認めたときに開催します。
- 第18条 総会は、会長が招集します。

第9章 全体委員会

- 第19条 全体委員会は、次期総会までの中間決議機関として、次の事項を審議し決定します。
1. 事業内容の細部計画
 2. 予算の更正
 3. 役員の新補充
 4. その他必要な事項
- 第20条 全体委員会は、会長、副会長、会計、校長、事務局長、事務局員、各専門部部長、副部長、公募による会員数名、各専門部担当教職員で構成します。なお、必要に応じて監査委員が参加できるものとします。
- 第21条 全体委員会の議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とします。
- 第22条 全体委員会は常任委員会が必要と認めたときに開催し、会長が招集します。

第10章 役員会

- 第23条 役員会は、会長、副会長、会計、校長、事務局長、事務局員で構成し、必要に応じて監査委員、専門部部長が参加できるものとします。
- 第24条 役員会は、次の点について審議し、常任委員会に報告します。
1. 会務全般の企画・運営の調整
 2. 総会に提案する議案
 3. 特別委員会・実行委員会の設置
 4. その他緊急を要する案件
- 第25条 役員会は必要に応じて会長が招集します。

第11章 常任委員会

- 第26条 常任委員会は、会長、副会長、会計、校長、事務局長、事務局員、専門部部長、副部長で構成します。なお、必要に応じて監査委員が参加できるものとします。
- 第27条 常任委員会は、総会、全体委員会の決議事項の執行及び企画立案・連絡調整にあたり、必要に応じて会長が招集します。

第12章 専門部会

- 第28条 この会の活動を推進実施する部門として、学校活動部、文化厚生部、生活環境部を置き、随時部会を開催し活動します。
- 第29条 専門部会は、登録部員及び教職員によって構成し、副部長を互選します。
- 第30条 専門部の活動は次のとおりとします。
1. 学校活動部・・・主として全校的なPTAの取り組み及びその他の活動
 2. 文化厚生部・・・主として会員の研修・文化的活動、会員・児童の福利厚生及びその他の活動
 3. 生活環境部・・・主として児童の健全育成、安全確保、教育環境・施設の充実への協力及びその他の活動

第13章 学級PTA

- 第31条 学級PTAは、PTA活動の土台であり、全校PTA活動への協力及び学級として必要な活動を随時行います。
- 第32条 学級PTAは全員参加の理念で活動を分担します。
1. 全児童保護者が登録して、何らかの活動に参加するものとします。
 2. 登録の種類として、専門部員、学級係を設定するが、その活動内容や編成は会員の創意で決定します。

第14章 特別委員会 実行委員会

- 第33条 特定の目的を遂行するために、役員会は特別委員会を設けることができます。
- 第34条 特定の事業の企画推進のために、役員会は実行委員会を設けることができます。

第15章 附 則

- 第35条 この規約に基づくこの会の運営に必要な規定及び細則は、別に定めます。
- 第36条 この規約は、総会において出席者過半数の賛成で改廃することができます。
- 第37条 この規約は、昭和56年 4月12日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成 4年 4月12日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成 6年 4月16日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成 8年 4月13日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成 9年 4月12日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成14年 4月13日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成15年 4月12日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成19年 4月14日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成27年 4月12日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成31年 4月13日改正し、同日より発効します。
- この規約は、令和 3年 4月17日改正し、同日より発効します。
- この規約は、令和 8年 4月18日改正し、同日より発効します。

西当別小学校PTA役員等選考規定

- 第1条 この規定は、西当別小学校PTA役員等選考規定といたします。
- 第2条 この規定は、規約第7章第13条の役員等の選考業務を行うために設けます。
- 第3条 選考委員会の構成は次のとおりとします。
常任委員3名(各部より1名)、役員会2名、事務局長
- 第4条 選考委員会は、選考委員長1名、副委員長1名を互選します。
- 第5条 選考委員は、役員等の候補者を選考し、総会に報告し承認を受けます。
- 第6条 選考委員の任期は、登録から、翌年のPTA総会までとします。
- 第7条 選考業務の経過は、これを秘密とします。
- 第8条 この規定の改廃は、決議機関の議決によるものとします。
- 第9条 この規定は、平成 4年 4月12日改正し、同日より発効します。
この規定は、平成 6年 4月16日改正し、同日より発効します。
この規定は、平成 9年 4月12日改正し、同日より発効します。
この規定は、平成15年 4月12日改正し、同日より発効します。
この規定は、平成19年 4月14日改正し、同日より発効します。
この規定は、平成23年 4月16日改正し、同日より発効します。
この規定は、平成27年 4月12日改正し、同日より発効します。
この規定は、令和 8年 4月18日改正し、同日より発効します。

西当別小学校PTA慶弔規定

- 第1条 この規定は、西当別小学校PTA慶弔規定といたします。
- 第2条 この規定は、会員相互の慶弔を目的とします。
- 第3条 前条の目的に従い、会員及び児童の慶弔について、役員会で協議専決し、事後に常任委員会の了承を得るものとします。
- 第4条 この規定の予算は、PTA予算の慶弔費より支出します。
- 第5条 この規定の改廃は、決議機関の議決によるものとします。
- 第6条 1. この規定は、平成 4年 4月12日改正し、同日より発効します。
2. この規定は、平成 9年 4月12日改正し、同日より発効します。